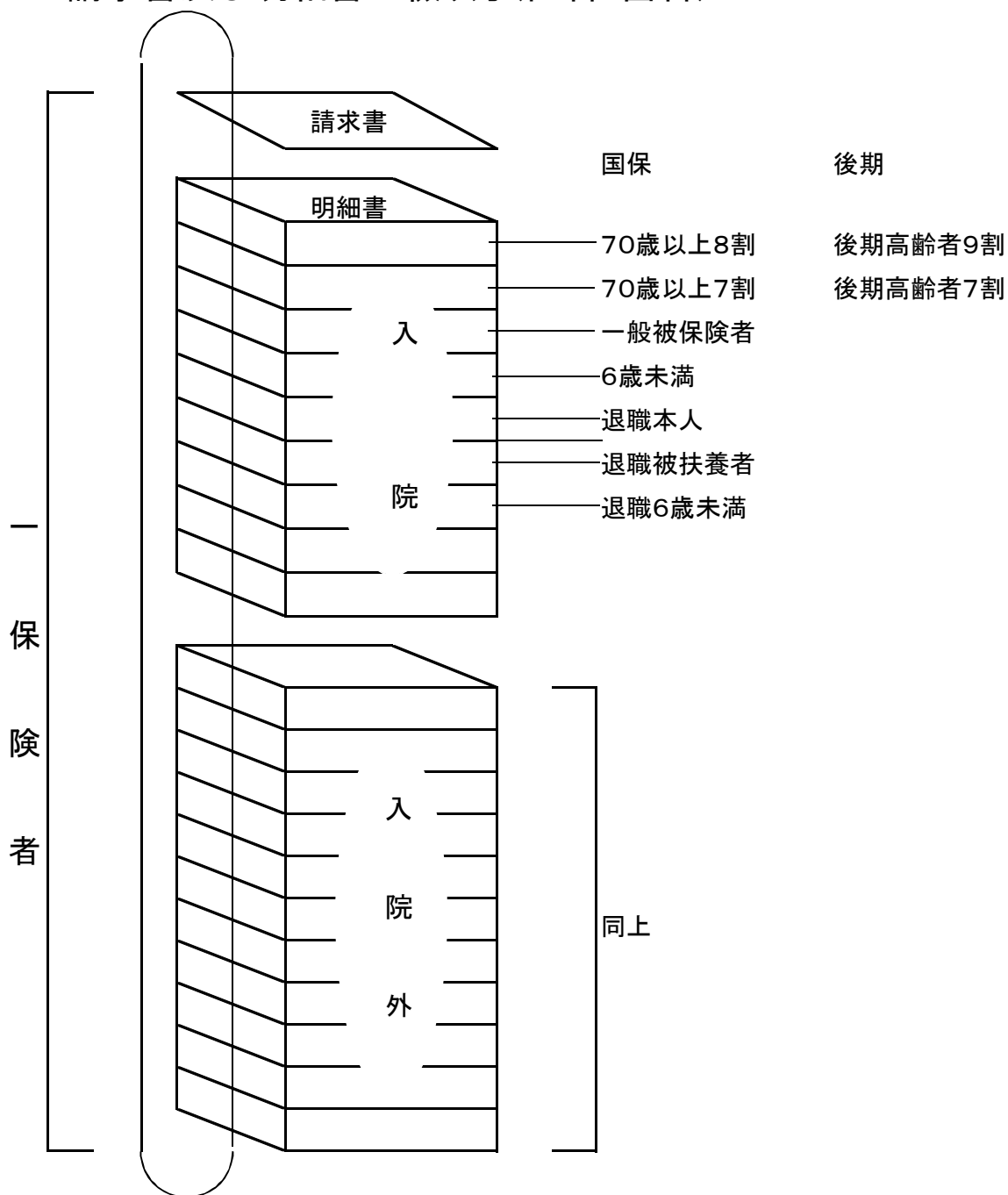


請求書及び明細書の綴り方(医科・歯科)



注1 公費併用分の明細書は、入院、入院外とも各法別の最上部に綴ってください。

注2 長期高額特定疾病分の明細書は、入院、入院外とも各法別の公費併用分の次に綴ってください。

注3 返戻された明細書は、入院、入院外とも各法別の長期高額特定疾病分の次に綴ってください。

注4 国保、後期高齢者は入院、入院外とも各保険者ごとに綴ってください。